

(様式2)

事業計画書

17年9月8日

横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

横浜市港北区鳥山町1735番地
財団法人 横浜市総合保健医療財団
理事長 今井 三男

1 事業計画

(1) 事業運営状況

- ア 地域における協働・連携の実績(様式3)
- イ 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理(様式4)
- ウ 個人情報管理に関する取り組み(様式5)

(2) 事業実施方針

- ア 横浜市の施策と生活支援センターとの関連性(様式6)
- イ 生活支援センターが地域で果たす役割と機能(様式7)
- ウ 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針(様式8)

(3) 具体的事業実施方針(各業務の概要と取り組み方)(様式9)

(4) 施設運営に関する計画

- ア 開館時間及び休館日の設定(様式10)
- イ 職員の勤務体制と組織図(様式11)
- ウ 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画(様式12)
- エ 収支予算書(様式13)

地域における協働・連携の実績

1 神奈川区生活支援センターにおける地域連携の基本方針

(1) 5つの基本方針

横浜市が作成した「横浜市精神障害者生活支援センター基本構想検討報告書」(平成7年)では、生活支援センターの地域連携における役割を「保健所(現福祉保健センター)や医療機関、地域作業所、グループホーム等との緊密な連携のもと、精神障害者の地域社会における日常生活を支援する生活支援ネットワークの中核的施設」と述べています。この市方針を踏まえて神奈川区生活支援センターとしては、次の5点を地域連携における具体的な基本方針として事業を実施します。

ア 日常的で具体的な連携

- 特別な連絡会や行事のときに連携するだけでなく、日常の精神障害者への具体的な支援の中で連携を図ります。

イ 顔が見える連携

- 施設・機関の機能面だけでなく、それぞれの職員同士の信頼関係を築くことを心がけます。

ウ 相互にメリットを共有できる連携

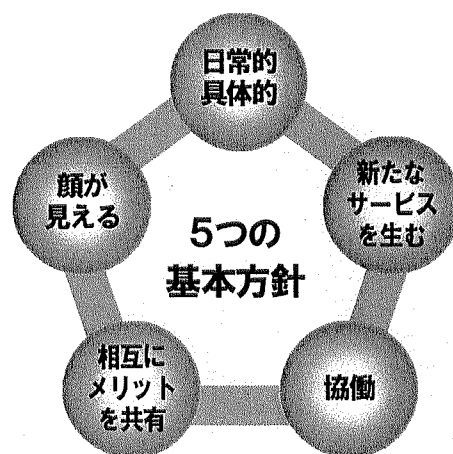
- 一部の施設・機関だけが過大な負担を担うことなく、連携によって生まれるメリットを地域で共有します。

エ 新たな支援サービスを生み出せる連携

- 連携によって、国や市の公共サービスだけでは対応しきれない「制度の隙間」を埋める地域サービスを生み出します。

オ 協働を前提とする連携

- それぞれの施設の機能や個性を発揮し、地域の事業を協働で展開します。



2 連携の実績【連携施設・機関・具体的内容は別表参照】

(1) 地域や関係機関との連絡会など

- 運営連絡会(年2回)、施設スタッフ連絡会(年4回)
- 横浜市生活支援センター連絡会(年4回) 他多数

(2) 行事など

- 納涼会・クリスマス会・新春の集い・反町第一町内会夏祭り・盆踊り
- 横浜市生活支援センター連絡会合同企画(スポーツ交流会・作品展示会) 他多数

(3) 区役所等との連携によって実施している事業など

- 再発予防講座 [23ページ(様式9-3)参照]
- 就労支援ネットワーク [14ページ(様式9-1)参照]
- ボランティア講座 他多数

(4) 生活支援センターの日常のサービス提供での連携

- ボランティアによるお茶会開催
- サークル活動への参加
- 喫茶コーナー運営 他多数

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

事業内容	実施状況	具体的連携内容	協力・連携機関
(1) 地域や関係機関との連絡会			
神奈川県生活支援センター 運営連絡会	年2回		衛生局、区福祉保健センター、区内作業所、区内医療機関、区家族会、区医師会、民生委員、区社会福祉協議会等
神奈川県生活支援センター 施設スタッフ連絡会	年4回		区福祉保健センター、区内作業所、区内医療機関、区内グループホーム、区内生活訓練施設
作業所運営連絡会(区内5か所)	各1~2か月に1回		区内5か所作業所
グループホーム運営連絡会(区内2か所)	各1~2か月に2回		区内2か所グループホーム
横浜市電話相談関係機関連絡会	年2回	情報共有・研修実施	衛生局、いのちの電話等
神奈川県障害者相談機関連絡会	年6回	事例検討	区保健福祉センター、区内福祉活動ホーム、区内医療機関
神奈川県法人型地域活動ホーム設立準備会	年6回程度	設立準備	区内関係者
横浜市生活支援センター連絡会	年4回	情報共有・事例検討・職員研修・合同企画・広報活動	市内生活支援センター5か所
神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	年2回程度	職員研修等	県内地域生活支援センター8か所
東京都地域生活支援センター連絡会	年2回程度	職員研修等	東京都内地域生活支援センター44か所
にじの会例会	月1回	企画協力	区内ボランティア団体
区内家族会	月1回	例会参加	区内家族会
(2) 行事など			
納涼会	年1回	企画・運営	区福祉保健センター、区内作業所、区内グループホーム、区内医療機関、ボランティア
クリスマス会	年1回	企画・運営	区福祉保健センター、区内作業所、区内グループホーム、区内医療機関、ボランティア
新春の集い	年1回	企画・運営	区内NPO法人
反町第一町内会夏祭り・盆踊り	年2回	企画・運営	町内会青年部
横浜市生活支援センター連絡会スポーツ交流会	年4回	企画・運営	
横浜市生活支援センター連絡会作品展	年1回	企画・運営	
バスハイク	年1回	企画・行事参加	区保健福祉センター、ボランティア
食事会	年4回	調理・場面参加	ボランティア
お花見	年1回	調理・場面参加	ボランティア
当事者勉強会(ヘルパーなど)	随時	運営協力	区内NPO法人
プラモの会	月2回	場面参加・指導	ボランティア
スポーツサークル	月2回程度	場面参加・指導	ボランティア
手芸同好会	月2回	場面参加・指導	ボランティア
コーラスサークル	月1回	場面参加	ボランティア
お菓子教室	月1回程度	場面参加・指導	ボランティア
就労フォローアップミーティング	月1回	運営協力	市内NPO法人
リサイクル品引取り・提供	随時	リサイクル品提供	地域住民
(3) 区役所等との連携によって実施している事業など			
再発予防講座	年1回	企画・運営	こころの健康相談センター、区福祉保健センター、区内作業所、区内医療機関
就労支援ネットワーク事業	月1回	運営・ジョブコーチ	区医療機関、区外福祉保健センター、市内通所授産施設
精神保健ボランティア養成講座	年1回	企画・運営・講師	区保健福祉センター、区社協、区内作業所、区内グループホーム、区医療機関、ボランティア団体、地域ケアプラザ
ボランティアフォローアップ講座	年1回	企画・運営・講師	区保健福祉センター、区社協、区内作業所、区内グループホーム、区内医療機関、ボランティア団体、地域ケアプラザ
パソコン教室	年6回	企画・講師	市内作業所
消費生活講座	年1回	講師	消費生活センター
薬の講座	年1回	企画・講師	市内NPO法人
就労講座	年4回	企画・講師	市内NPO法人
家族講座	年2回	企画・運営	家族会、区内・区外福祉保健センター
(4) 支援センターの日常のサービス提供での連携			
嘱託医相談(精神科・内科)	月4回	相談実施	神奈川県医師会
就労相談	月1回	相談実施	当財団 地域精神保健部 通所授産施設職員
県就労相談センターケース検討部会	年2回	事例検討	県就労相談センター
情報提供用ホームページ作成	月1回	ホームページ作成・更新	市内NPO法人
フリースペース	随時受入	話し相手等	ボランティア
食事サービス	随時受入	調理	ボランティア
入浴サービス	必要に応じて	入浴介助	ホームヘルパー
訪問・同行	必要に応じて	部屋の片付け・ゴミ出し等	ボランティア・区福祉保健センター・医療機関等
にじの会お茶会	年10回	企画運営	ボランティア団体
喫茶コーナー	週4回	運営	区内作業所、ボランティア

利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

1 安全管理の方針・組織責任体制

(1) 方針

- ① 把握：事故の発生要因を見据えるために、インシデントレポート制を整備します。
- ② 評価：提出されたレポートを項目ごとに集計し量的分析を行うとともに、発生の原因、特性等の内容分析を行います。
- ③ 対応：情報の共有化を図り、更に再発防止対策を策定します。

(2) 組織責任体制

事故防止活動を推進するため、総合保健医療センター長を委員長とする「安全管理委員会」を設置します。また各部門に安全管理部会を設置します。

2 インシデントレポートの有効活用

(1) 活用内容

- スタッフに安全に対する意識を高揚させることで、注意を喚起します。
- 他人のインシデントや事故をセンター内で共有することにより、同様の事故を未然に防止します。
- インシデント事故を分析することにより、効果的な対策を構築します。
- クレームに至っていない事故を早い段階で認識することで、積極的な対応を図ります。

(2) 運用体制

安全管理委員会を毎月開催し、提出されたレポートを分析後、安全管理マニュアルを更新（追録）します。

3 緊急時対策について

- 想定される事故に対して、整備されている安全管理マニュアルに基づき、日中や夜間を想定し、それぞれ事故の対応を行います。
- 緊急時の対応について、整備されているフローチャートに基づき対応します。

4 安全管理研修の内容・方法

- 消防・防災訓練の実施（年1回）
- 外部講師による研修（年1回）
- センター内医師による研修（年1回）

※添付資料

- 1 横浜市総合保健医療センター等における安全管理に関する指針【別添1】
- 2 横浜市総合保健医療財団安全管理要綱【別添2】
- 3 地域精神保健部門「安全管理運営マニュアル」【別添3】

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

個人情報管理に関する取り組み

1 個人情報管理の方針

平成17年4月に、個人情報の保護に関する法律が全面施行されたところですが、当財団においては、平成12年7月に「財団の保有する個人情報の保護に関する規程」が制定され、個人情報の適切な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、個人の権利・利益を保護するために、個人情報漏洩事故等防止マニュアルを作成し、また、職員に対して研修を実施しています。

2 個人情報管理の取り組み**(1) 個人情報漏洩事故等防止マニュアル**

- ア 個人情報とは、特定の個人を識別することができるもの
- イ 個人情報の保護はセンター全体の課題であり、自分には関係ない、自分には絶対に間違えないということはありません。個人情報を取り扱う場合は、複数人によるチェックなど、センター全体で取り組む必要があります。
- ウ 個人情報を保護するためには
 - ① どのような個人情報を扱っているか、個人情報の洗い出しを行います。
 - ② 個人情報の誤送付、紛失など漏洩のリスクをリストアップします。
 - ③ 誤送付、紛失など漏洩を未然に防ぐ仕組みを作ります。
- エ 取り扱う個人情報に応じたルールを職員全員参加で作ります。
- オ チェックシートを作成します。
- カ 業務マニュアルに事故防止策を含めます。
- キ 定期的に点検・改善を行います。
- ク 定期的に研修を行います。

(2) 個人情報が漏洩してしまったら

事故対応フローチャート及びチェックシートにより速やかに対応します。

- ① 内部、個人情報保護責任者へ報告
- ② 流失した情報の回収及び謝罪等
- ③ 情報の共有、再発防止策
- ④ 事実の公表及び再発防止策

(3) 平成17年度個人情報の保護に関する職員研修実績

財団の運営する施設職員を対象に、交代勤務者など職員全員が参加できるように6月21日～23日、6月30日、7月4日、7月11日の計6日間実施しました。

※添付資料

- 1 財団法人横浜市総合保健医療財団の保有する個人情報の保護に関する規程【別添4】
- 2 個人情報漏洩事故等防止マニュアル【別添5】

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

横浜市の施策と生活支援センターとの関連性

1 横浜市の精神障害者施策と課題

(1) 横浜市の精神障害者の状況 (平成11年度と平成16年度の比較)

市内の精神障害者把握数	38,684人	→	50,507人(1.3倍)
通院公費負担制度(32条)承認者数	12,623人	→	33,587人(2.7倍)
精神保健福祉手帳交付数	2,674人	→	10,702人(4.0倍)
ホームヘルパー利用者数	(未実施)	→	約500人
地域作業所	50か所	→	60か所
グループホーム		→	26か所
		→	35か所

現在まで横浜市における精神障害者の社会資源は年々充実してきており、手帳交付やホームヘルパー事業など、日常生活に深く関わるサービスも利用者が増加しています。

平成16年の横浜市障害者プランにも「基本方針」で「特に、国の新障害者プランにおいても重点施策とされている精神障害者に対する施策については、他の障害者施策と比較しても一層のサービスの充実が求められている」と示されているとおり、他障害のサービスを踏まえた充実が必要となっており、神奈川区生活支援センターもしっかりとその一翼を担っていくことをめざします。

(2) 横浜市の精神障害者の課題と生活支援センターの役割

平成16年横浜市が作成した「横浜市精神障害者生活支援センターあり方検討会報告書」の調査結果では、精神障害者が地域生活を送るうえで次のような課題があげられています。

	課題① 日中の居場所が無い することが無い 仲間と出会う機会が 少ない	課題② 日常の家事が困難 (食事、掃除など)	課題③ 気軽に相談できる ところが少ない 休日・夜間の相談窓 口がほとんど無い	課題④ 利用できる福祉サ ービスが少ない
必要とする	・居場所の保障 ・日中活動の場の提供	・食事の提供 ・居宅における家事援助	・休日や昼夜を問わず相談を受けられる窓口	・地域資源の開発 ・ケアマネジメントによるサービス調整
現状のサービス	・精神科デイケア ・地域作業所	・デイケアや地域作業所による食事提供 ・ホームヘルパー	・区福祉保健センター ・こころの健康相談センター ・いのちの電話	・区福祉保健センターによるケアマネジメントや地域連携事業等
問題点	・サービスの平均提供時間が約6時間程度 ・多くが登録メンバーのみの利用に限られる。	・週数回、決められた日時しかサービスを受けることができない。 ・食事サービスは昼食に集中している。	・区福祉保健センターは平日日中の相談のみ ・相談のみで実際の援助は行われない。	・ケアマネジメントはヘルパー利用時に限られている。 ・法定サービス適用が中心

生活支援センターが担うべき役割

- フリースペースによる居場所の提供が、毎日12時間、365日可能
○登録無しでの自由な利用
- 365日の食事サービスを提供している。
○本人の状況に合わせた訪問による援助
- 土日祝日を含めた12時間の相談体制
○ニーズ把握後、即時に援助
- ネットワークを活かした地域資源の開発
○ピアサポートやボランティアを含めた法定外サービスの調整

法人名



財団法人

横浜市総合保健医療財団

横浜市の施策と生活支援センターとの関連性

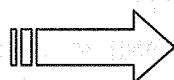
2 求められる生活支援センターの機能と基本的な対応

前ページの1で述べた「担うべき役割」を踏まえて、精神障害者が病院や施設ではなく地域で安心して生活を送るために、横浜市の生活支援センターには次の3つが欠かすことのできない機能として実施が求められています。神奈川県においても常にこの基本的な対応を大切にして、事業を実施いたします。

(1) 生活の支援 (地域生活の維持)

精神障害者の地域生活で生じる「生活のしづらさ」を軽減する援助で、病気の再発を予防し地域生活を継続できるように支援する機能です。

- 居場所の保障
- 食事サービス
- 入浴サービス



精神障害者が地域生活を安心して継続できるように、いつでもサービスを提供できる体制整備を目指します。

(2) 生活の相談 (地域生活における問題解決)

長く地域生活を継続することにより、様々な生活上の危機に直面します。例えば、家族の病気、経済的困窮、近隣住民とのトラブルなど、本人だけでは解決できない問題が発生するリスクは少なくありません。そのようなときに気軽に相談に応じ問題を解決することで、危機を回避するため支援する機能です。

- 電話相談、面接相談
- 訪問・同行
- 情報提供



身近な相談機関として幅広い相談に応じ、地域の課題の把握に努め、ケアマネジメントの機能を最大限に発揮します。

(3) 地域連携・地域交流 (地域ネットワーク構築)

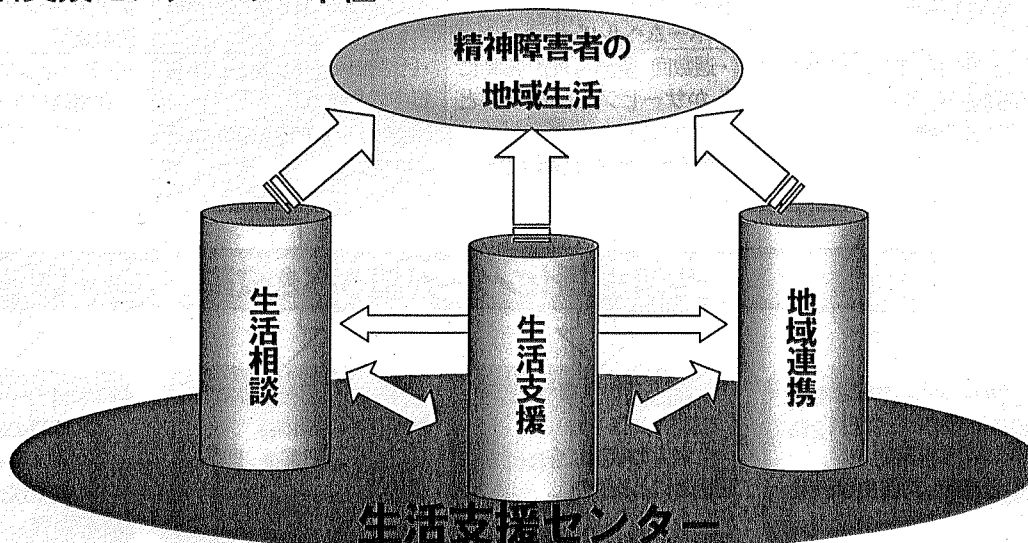
精神障害者への直接的な支援だけではなく、精神障害者が地域でより暮らしやすくするために、日常的に関係機関や地域住民との連携を深め、地域の中で必要なサービスを地域の中で生み出していく機能です。

- 地域関係機関との連携共同事業
- 地域住民との交流事業



単なる施設・機関間の連携や、交流にとどまらず、新たな支援サービスを生み出し、協働していくことを目指します。

生活支援センターの3本柱



法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

生活支援センターが地域に果たす役割と機能

1 地域の身近な生活支援・生活相談の場の役割

(1) 神奈川区生活支援センターの特色を活かした運営

神奈川区生活支援センターは、原則年中無休で12時間という長時間の事業実施を行っていると共に、紹介状や診断書又は手帳などの提出を省略するなど、利用の手続きを最小限に簡素化していることなどから、他の社会復帰施設や相談機関より、サービス利用や相談がしやすい施設といえます。その特色を最大に活かしてサービスを提供します。

神奈川区生活支援センターの特色

- 休日開館している。
- 開館時間が長い。
- 簡易な利用手続
- 面積が広く多くの利用者に対応。
- 多様なプログラムに自由に参加できる。



**いつでも
だれでも
利用しやすい**

(2) 神奈川区の各施設の「守備範囲」と神奈川区生活支援センターの役割

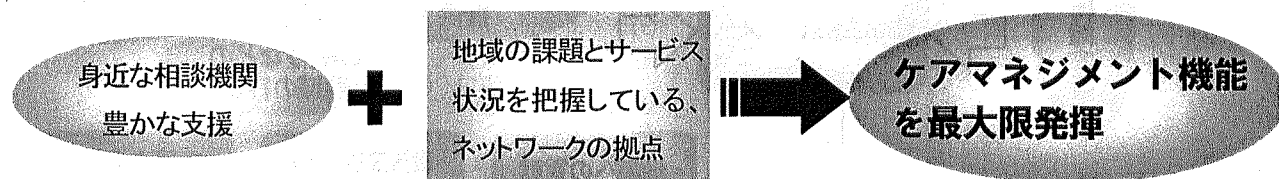
特に神奈川区においては、休日や17時以降に、誰もが気軽に相談ができる相談機関は生活支援センターのみであり、サービス過疎の時間帯に唯一でもっとも身近な支援施設の役割を果たしています。

機 関 名	施設数	相談時間・曜日				登録者・未登録者の相談		備 考
		日中	夜間	深夜	土祝	登録者	未登録者	
生活支援センター	1	○	○	×	○	○	○	
福祉保健センター	1	○	×	×	×	○	○	
地域作業所	5	○	△	×	×	○	×	夜間の相談はイブニングサービス実施時のみ
生活訓練施設	1	○	○	△	○	○	×	
グループホーム	3	△	△	×	△	○	×	
デイケア施設	3	○	△	×	△	○	×	夜間・土日は一部の施設のみ
精神科単科病院	1	○	△	△	△	○	×	夜間・深夜は主に事務当直が対応

※日中9～17時、夜間17～21時、深夜21～翌6時（施設利用のための相談を除く）

(3) 神奈川区生活支援センターの果たすべき役割

神奈川区生活支援センターでは上記のような特色を最大限活用し、地域の重要な相談拠点としての役割を果たすことで、利用者に地域の精神保健福祉サービスを効率的に提供するためのケアマネジメント機能を発揮してゆきます。



法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

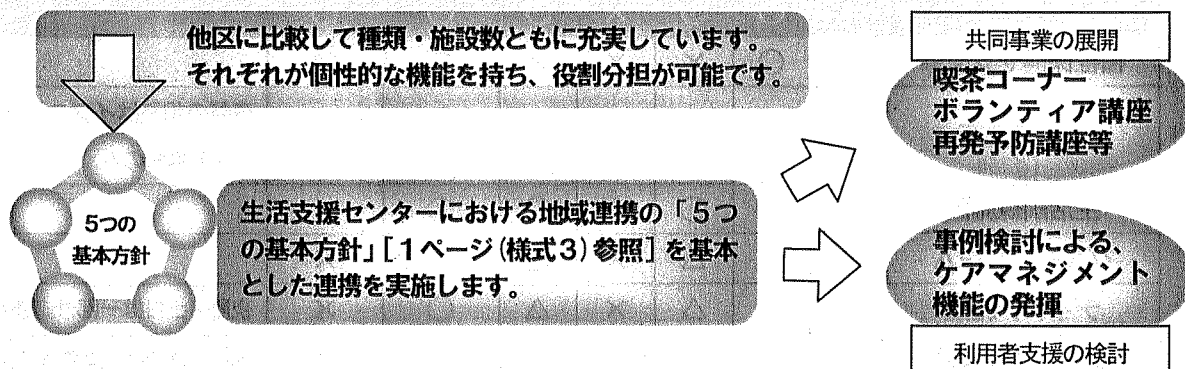
生活支援センターが地域に果たす役割と機能

2 神奈川区の地域連携と交流を推進する役割

(1) 神奈川区内の精神保健福祉関係機関の機能と状況

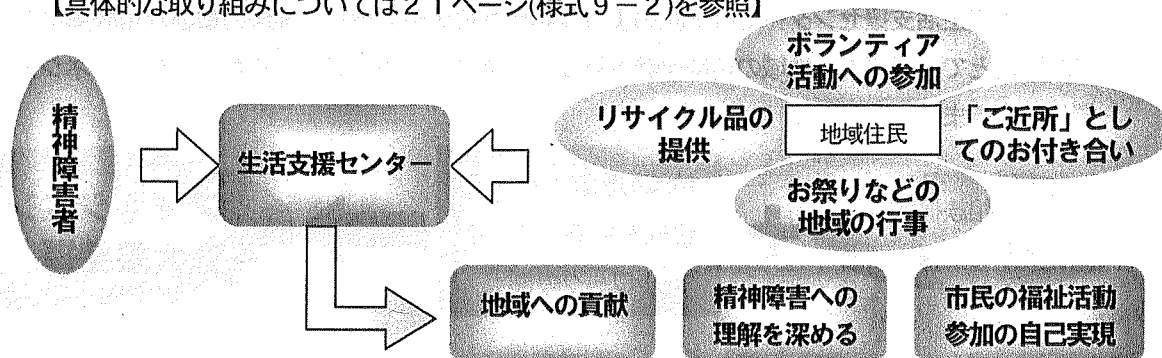
- 神奈川区内の関係機関の機能を把握し、それぞれの個性を活かしながら、地域の事業を共同で展開し、障害者支援についてはサービス調整のためのケアマネジメント機能を地域で発揮してゆきます。

施設機関名	運営主体	機能と状況
地域作業所	A	NPO 法人A 市内第1号で唯一の当事者団体が運営している。作業中心で「自分の飯は自分で」がモットー。月～金の昼食提供と月2回の夕食会を実施。50代のメンバー多い。
	B	家族会 軽作業、皮細工、清掃、パン・弁当作りなど作業のバリエーションが多く、他障害との連携も多い。中高年のメンバーが多い。
	C	NPO 法人B クッキー作りが中心で工賃も高い。比較的若い女性メンバーが多い。
	D	NPO 法人C 作業は少なく、退院間もないメンバーに対する初期リハビリと居場所が中心
	E	NPO 法人B 3年前に開設。開設時には生活支援センターも協力。喫茶店店舗を運営しており、地域からも好評を得ている。
ホーム	A	NPO 法人A 開設10年来、入居メンバーに入れ替わりが無い、市内でも稀有なホーム
	B	NPO 法人B 作業所Cから近く、運営団体も同じため、連携が強い。
	C	NPO 法人B 区内病院や生活訓練施設との連携が強く、社会的入院患者の退院に貢献している。
デイケア	病院内デイA	財団法人A 病院内デイケア。地域内でのプログラムも展開している。
	診療所デイB	医療法人A 365日のプログラム実施、ナイトケア・食事提供の実施、就労支援など幅広い支援を展開。若年層のメンバーが多く、生活支援センターとの住み分けができています。
	診療所デイC	財団法人B 小規模なグループで緩やかな枠組みのプログラムを展開している。
精神科単科病院	財団法人A 県内最古の民間精神病院。PSWを中心に以前から退院に向けた援助を展開	
生活訓練施設	財団法人A 上記病院に隣接。退所後は主にグループホームや近隣アパート生活。アフターケアにも熱心に取り組んでいる。	
区福祉保健センター	横浜市 MSW・保健士が生活支援センターの事業に協力している。	



(2) 地域住民との交流を深める役割

- 地域住民との交流の機会を作り、障害者の社会参加と、市民の精神障害への理解を深めます。
【具体的な取り組みについては21ページ(様式9-2)を参照】



法人名

財団法人 横浜市総合保健医療財団

生活支援センターが地域に果たす役割と機能

3 地域の特性から考えられる神奈川区生活支援センターの役割

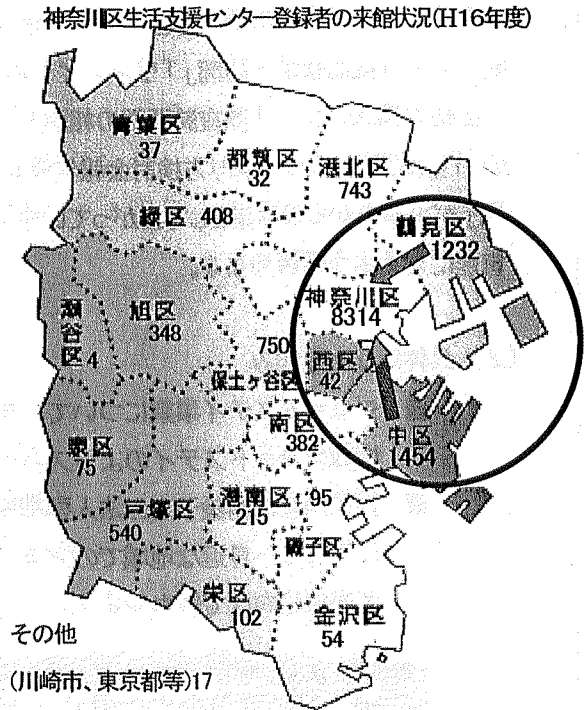
(1) 来館者の状況から見る神奈川区生活支援センターの対象地域の特徴と果たすべき役割

- 神奈川区民 8,314人(56%)
- 中区民 1,454人(10%)
- 鶴見区民 1,232人(8%)
- 3区合計で約75%

神奈川区生活支援センターは、横浜市北東部臨海地域唯一の生活支援センターとして、近隣区を含めた地域の課題に対する対応が求められています。

これまでの神奈川区生活支援センターでの相談や事業実施の経験から、神奈川区、中区、鶴見区の特徴として次の4点への配慮が必要と考えます。

- ① 生活保護被保護者への配慮
- ② 単身生活者への配慮 (平成17年3月末日現在の総務局資料によると、単身者の割合が1・4・5位と上位)
- ③ アルコール等中毒性精神障害者への配慮
- ④ 高齢障害者への配慮



3区の特徴	横浜市平均	神奈川区	鶴見区	中区
保護世帯数(単身世帯)	1,375	1,535	2,558	7,340
単身生活者の割合(人口比)		45.7%(4位)	43.8%(5位)	55.7%(1位)
基礎票中毒性精神障害者数(アルコール)		107(10位)*	287(2位)	410(1位)

* 平成17年「かなっく健康プラン21」の調査結果では多量飲酒(日本酒3合以上)の割合が全国平均の約2.5倍(10.1%)であった。

これらの状況は、現在の神奈川区生活支援センターの来館者状況にも顕著に表れています。

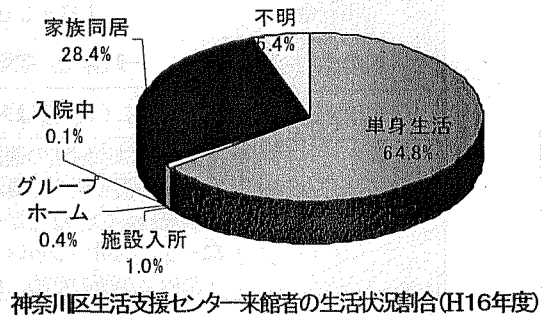
求められる対応

来館者平均年齢比較表(H16年度)

支援センター名	神奈川区	保土ヶ谷区
来館者平均年齢(登録者)	50.1(44.4)歳	44.5(43.5)歳

単身・高齢精神障害者への取り組み
アルコール等に起因する精神障害への取り組み

- 神奈川区だけでなく鶴見区・中区の福祉保健センターと連携して課題に取り組みます。
- 単身精神障害者向けの生活講座を実施します。
- アルコール等について、区と協働での心理教育の実施や関係団体との連携を深めます。



神奈川区生活支援センター来館者の生活状況割合(H16年度)

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

生活支援センターが地域に果たす役割と機能

4 様々な施設との連携による事業拡張

(1) 24時間の相談窓口とショートステイ事業への期待

平成7年の「横浜市精神障害者生活支援センター基本構想検討報告書」において、生活支援センターの機能として「夜間相談・訪問」「ワンナイトステイ」を主な機能として位置づけています。

当初の構想のうち「深夜時間帯の相談」「ワンナイトステイ」については事業化されておらず、平成16年の、「生活支援センターあり方検討会報告書」における調査でも「24時間の相談窓口」「泊まれるようなサービス」が当事者からの要望として上がっていることから、ショートステイ施設との連携により、スムーズな利用が可能になるように努めます。

(2) 具体的な取り組み

- ショートステイ事業について、当財団運営のメリットを活かし、総合保健医療センター生活訓練施設ショートステイのよりスムーズな利用体制を整えます。
- 神奈川区に開設予定の法人型地域活動ホームとの連携により、他障害との連携・交流を深めるだけでなく、身近な地域でのショートステイ事業と夜間電話相談における精神障害者の利用について実現に向けて努力します。

■現在、法人型地域活動ホーム連絡会相談事業部会との連絡会に神奈川区生活支援センターも参加しています。
 ■平成17年開設の緑区生活支援センターは、法人型地域活動ホームとの合築であり（運営は別法人）、事業連携がしやすい状況となっています。
 ■西区では生活支援センター整備について法人型地域活動ホームとの合築を区へ要望。建設準備委員会にて合築が確認されています。
 ■平成19年以降、神奈川区に法人型地域活動ホーム開設が予定されており、建設準備委員会や相談事業の連絡会、職員研修などについて神奈川区生活支援センターが協力しています。

→これらのことから、今後市内各地で法人型地域活動ホームとの連携が一層強まるものと考えます。

→神奈川区においても同様の連携強化を推進いたします。

【参考】市内ショートステイ施設等の状況

	精神障害者ショートステイ施設	法人型地域活動ホーム
実施施設数(定員)	2か所(計9人)	10か所(計40人程度)
利用期間・時間	1週間以内・9時から翌9時	最長10日を目安・17時から翌10時
利用料金	1日350円～500円	1泊2200円
利用目的	一時休息、家族不在、体験利用等	冠婚葬祭、入院、旅行、出産、レスパイト等
利用登録	有(1施設は未登録でも利用可)	要登録
実施状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所は当財団の運営であり連携が容易 ・精神障害専門の職員が配置されている。 ・実施施設の少なさから満床のことも多く、必要ときに利用しづらい。 ・市内2か所のため、身近な地域に施設がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者支援の経験のある職員が必ずいるわけではない。 ・1室は緊急用としており、急なニーズに対応 ・精神障害の利用を制限しているわけではないが、実例がほとんどない。
相談事業	22時まで	施設によって17時まで、21時まで、24時間などそれぞれ異なる。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針について

1 サービス向上に向けて、私たちが目指すべきサービスとは

「誰もが気軽に利用ができ、利用して良かったと思える生活支援センター」
「事業検証と自己評価を怠らず、更なるサービス内容の向上」を目指します。

(1) 常に利用者の立場に立った支援を迅速に行います。

生活支援センターの利用者は単にサービスを楽しむ対象者ではなく、生活支援センターのサービス向上に参加している支援者としてとらえ、常に利用者の意見を取り入れる体制づくりをします。

また、必要なときに必要なサービスが提供できることが利用者に対して最も大切だと考えます。

- 月1回の利用者とのミーティングを開催し、利用者の意向を大切にします。
- 意見箱を設置し、出されたご意見については1週間以内に回答をし、積極的に施設運営に取り入れます。
- 利用者に対して笑顔と挨拶、そして日常的な声かけを実施するなど、良好な接遇態度と利用者とのふれあいを基本にして、深い信頼関係を築きます。
- 運営委員会など施設運営方針決定の場に参加していただき、協働して運営を行います。
- 市精連精神保健福祉研究所との連携により利用者満足度調査を作成し、年に1回実施して満足度80%以上を維持します。

(2) 最新かつ最高のサービスの提供を目指し、人材開発に努めます。

サービスの質を左右するのは「支援する人材」に負うことが大であるとの基本的認識のもと、生活支援センター職員は常に精神障害者の置かれている現状に対し問題意識を持って、技術と資質の向上に努力します。

- 毎日の職員のミーティングや月1回の職員全体の会議を活用して、個別の具体的な支援内容についての検討と支援に必要な情報の共有化を図ります。
- 制度や援助技術に関する職員研修に積極的に職員を派遣します。
- 職場内研修や研究会を定期的に開催します。
- 職員全員が精神保健福祉士、社会福祉士等の業務に関連する資格を全ての職員が有する状況を5年以内に実現します。

(3) 個人情報の保護とリスクマネジメントの徹底により利用者に信頼と安心を提供します。

利用者に対する生活支援を継続するためには、利用者との信頼関係がなにより大切だと考えます。

そのため、個人情報保護と支援の際のインフォームドコンセントを徹底し、加えて施設内の安全対策に尽力します。[2・3ページ(様式4・5)参照]

(4) 横浜市総合保健医療センターとの連携を最大限活用します。

市内で唯一、精神障害者に対しての「医療」「生活支援」「就労支援」のサービスを一体的に提供している横浜市総合保健医療センターを当財団が運営していることのメリットを最大限生かし、より高度で専門的なサービスを行います。

- 就労支援センターとの連携のもと就労支援事業を実施します。
- 生活訓練施設との連携のもとスムーズなショートステイ利用と入院から地域生活への移行を支援します。



「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針について

2 指定管理料の効率的な執行について

指定管理料は市民から託された大切な資金であるとの自覚をもって、サービス向上のために有効に活用するとともに、すべての“無駄”を点検して業務の効率化を図ります。

(1) IT化による経費削減の徹底を行います。

利用実績集計などの事務は、他の生活支援センターに先駆けてパソコンを導入してきましたが、今後は、電子メールによる機関紙の配信など電子的方法による広報を行い、経費の削減に努めます。

(2) 事務経費の削減に努めます。

すでに他施設に比較して、相当に節減に努めていますが、事務経費の点検基準を平成18年度前半に作成し、一層の点検に努め、事務経費の削減に努力します。

(3) 管理費の削減に努めます。

現在、清掃業務は区内の地域作業所に委託しており、就労の場の提供を行っていますが、その他の管理費についても、合築の他施設に積極的に働きかけ、一層の抑制に努めていきます。

(4) 事業の優先順位をつけて経費削減を行います。

事業点検の行う基準を平成18年度中に作成し、評価をすることによって、事業のスクラップアンドビルドを行い、いたずらに事業の肥大を招くことなく、より時代に応じた事業を展開できるよう努めます。

(5) 職員の人件費は、公務員給与などの動向に配慮しながら、法人全体で削減に努めます。

職員の人件費については、公務員給与の動向や法人財政の状況など、周囲の環境に十分配慮し、削減に向けた見直しを検討していきます。

具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）

＜① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施＞

1 いつでも利用できる居場所を保障します

(1) 日中の居場所が確保されていない精神障害者の実情

- 自宅・自室にてただ無為に日が暮れるのを待っていたり、日中外出しないと近隣住民の不信につながることを恐れて外出できても、目的地もなく公共交通機関などに乗り続けていたり、図書館などの公共機関で時を過ごしています。

→その日1日をいかにやり過ごすかだけの生活

- 外出しないことで、家庭内で注意や非難を受け、口論を繰り返しています。

→接触時間が多いことで、本人・家族共に息が詰まるような状況を生み出しています。

健康な人間でも、何も予定のない日、誰とも会う約束もない日、身内と争う日がこの先一生続くか考えると大きな絶望感に襲われます。ましてや精神障害者本人にとっては、より大きなストレスとなっており、そのストレスから病状の再燃・再発につながっています。

→精神障害者の再発予防の観点からも、日中のやすらぎの場の保障は重要課題といえます。

(2) 精神障害者にとって身近で気軽な居場所があることのメリット

- 毎日の出かける予定ができ、目的ある外出が実現できます。
- 同じ障害に苦しむ仲間同士が気兼ねなく病気や障害について発言でき、お互いの支えあい期待できます。
- 家庭を離れることで、本人・家族共にストレスから逃れられます。
- 常に専門職員がいるため、すぐに相談ができます。

(3) 具体的な取り組み

- 利用者が自由に気軽にセンター内で過ごせるように館内施設を提供します。
- 季節感を高める館内の環境整備を行います。
- 昨年度利用者数 28,378 人のうち来場利用者数は 17,249 人。1 日平均来場利用者数約 48.9 人について平均 50 人以上の来場を目指します。
- 館内で過ごす利用者からの生活場面面接に積極的に応じます。

<① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施>

2 精神障害者の地域での自立した生活の継続のため、重要な役割を果たします

(1) 社会的入院患者の状況

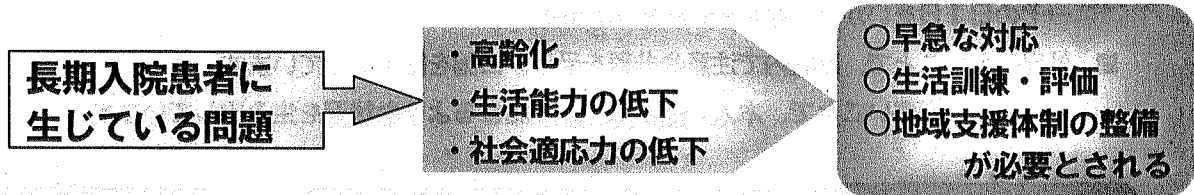
■病院や施設から地域生活に生活基盤を移す、いわゆる「地域移行」は重要な課題となっています。

■平成15年 厚生労働省「新障害者プラン」

「今後10年間に72,000人の社会的入院患者の退院、社会復帰を図る」

■横浜市内精神科病床数 約5,000床 10年以上の入院患者 約2,000人

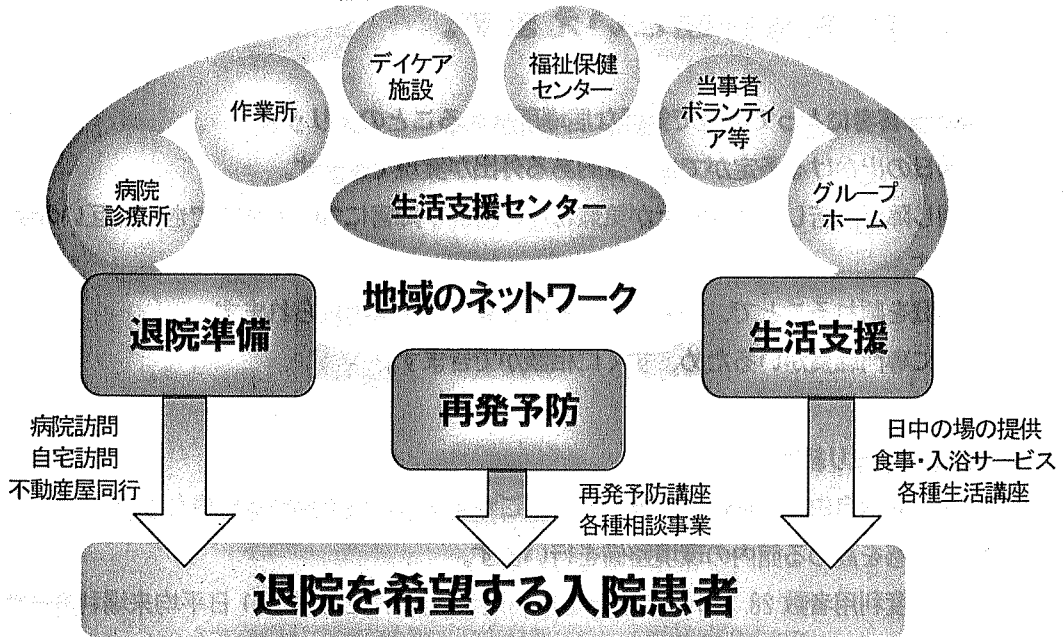
→条件が整えば退院可能な入院患者 約920人



(2) 「地域移行」における生活支援センターの役割

生活支援センターがすでに有している地域のネットワークを活かし、地域支援体制整備のための支援者の連絡調整の会議を実施することが可能です。退院後も生活支援センターが提供する各種サービスを活用することで、地域移行と地域生活を継続的に支援できます。

(3) 現在の神奈川区における「地域移行」支援体制



(4) 具体的な取り組み

- 神奈川区関係機関の連絡会などのネットワーク会議をさらに発展させ、退院促進と地域移行に取り組めます。
- 当財団が運営する総合保健医療センター生活訓練施設との連携により、生活訓練機能を活かした地域移行システムづくりをすすめます。
- 現在においても、神奈川区生活支援センターは先駆的に地域移行の支援に取り組んでいますが、今後も横浜市の施策に対応し、より積極的に支援に取り組めます。

<① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施>

3 精神障害者の就労支援事業を実施します

(1) 精神障害者就労における課題

就労は精神障害者の生活支援にとって重要な要素の一つですが、就労を実現している精神障害者は決して多くはありません。これらは「障害者の雇用の促進等に関する法律」における障害者雇用率などの制度的な遅れだけでなく、現状において精神障害者就労における課題が多く存在していることが要因です。

精神障害者就労に関する課題

- 就職しても長く続かない
- 働く場所が少ない、職場の情報や活用できる制度などについて知る機会がない
- 職場内で精神障害者に対する理解が少ない

(2) 具体的な取り組み

ア 就労援助に関する日常生活相談（電話・面接）

- 生活支援センターにおける日常生活相談のなかで就労援助に関する相談を、生活支援センターの職員によって対応します。

→ 神奈川区生活支援センターでは、平成16年度全相談件数 14,855 件（電話相談 11,129 件、面接相談 1,209 件、訪問・同行 59 件、生活場面面接 2,458 件）のうち就労援助に関する相談は 550 件（3.7%）

イ 就労相談

- 横浜市総合保健医療センター就労援助係（10月以降は横浜市精神障害者就労支援センター）職員を相談員として、毎月第3木曜日午後1時に相談事業を行います。

→ 昨年度は、「就労するための準備について」「施設や職業評価について」等の相談を実施

ウ 就労講座

- NPO法人「横浜メンタルサービスネットワーク」と連携し、就労前の利用者を対象に年4回のコースで実施します。

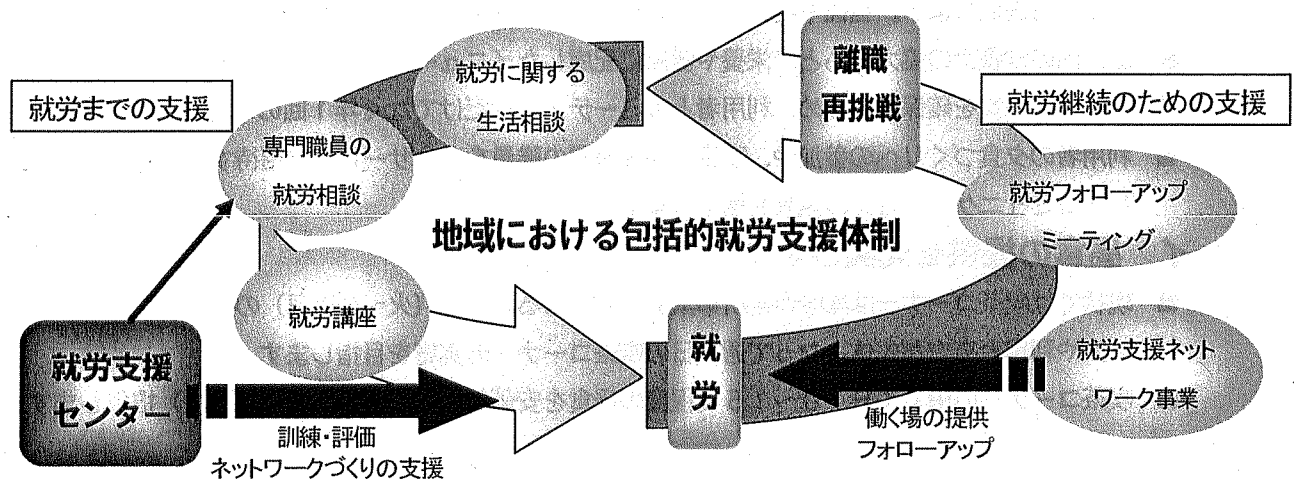
→ 昨年度は「雇用主の話」「当事者による就労体験談」「利用できる社会資源」などを実施

エ 就労フォローアップミーティング

- 現在就労中の利用者の仕事や生活上の問題を当事者同士のグループによって解決し、就労中の利用者との就労を目指す利用者との交流や情報交換を目的に、毎月第4日曜日午後1時に開催します。

オ 就労支援ネットワーク事業

- 神奈川区・鶴見区地域の精神障害者就労支援ネットワーク事業として実施します。
- 財団法人横浜市緑の協会入船公園（鶴見区）における障害者就労を支援します。



法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

<② 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供>

1 入浴サービスの高い利用実績を維持します

(1) 神奈川区生活支援センターにおける入浴サービスの現状

- 平成16年度は1日平均10.5名、年間延べ3,710人(他区生活支援センター平均の約6.5倍)の精神障害者にご利用いただいています。
- 平成17年度は利用者数が1日に20名を超える日もあるなど、さらに利用が拡大しています。

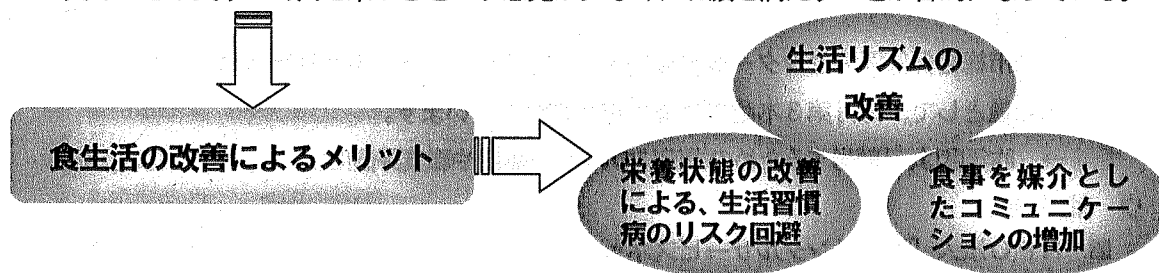
(2) 具体的な取り組み

- 今後もこの高い実績を維持していくことを目指します。

2 夕食はもちろん昼食サービスも充実します

(1) 精神障害者と食事の重要性

- 1日3食を摂っていない。
- インスタント食品、コンビニ弁当などに偏りがちである。
- 美味しさや食事の時間を楽しむという感覚が少なく、お腹を満たすことが目的になっている。



(2) 食事サービスへのニーズについて(生活支援センターあり方検討会報告書)

- 安くて栄養バランスの摂れた食事サービスへの期待が高い。
- 夕食だけでなく昼食サービス実施の希望が出されている。
- 通所先のない精神障害者は昼食を提供される機会がない

(3) 具体的な取り組み

ア 夕食サービスをより充実させます。

- 夕食サービスをこれまでどおり毎日実施します。料金は通常400円、月3回程度500円の特別メニューを提供します。当面平均2.5食/日のサービス提供を目標とします。
- 法人内の栄養士の協力のもと、栄養や健康に配慮したメニュー作成を作成します。
- サービスの質を確保するため、利用者とのミーティングだけでなく年1回の嗜好調査を実施します。
- 利用者の夕食づくりへの参加や、家族や関係機関の職員を夕食サービスに招待するなど食事を媒介としたコミュニケーションの機会を増やします。

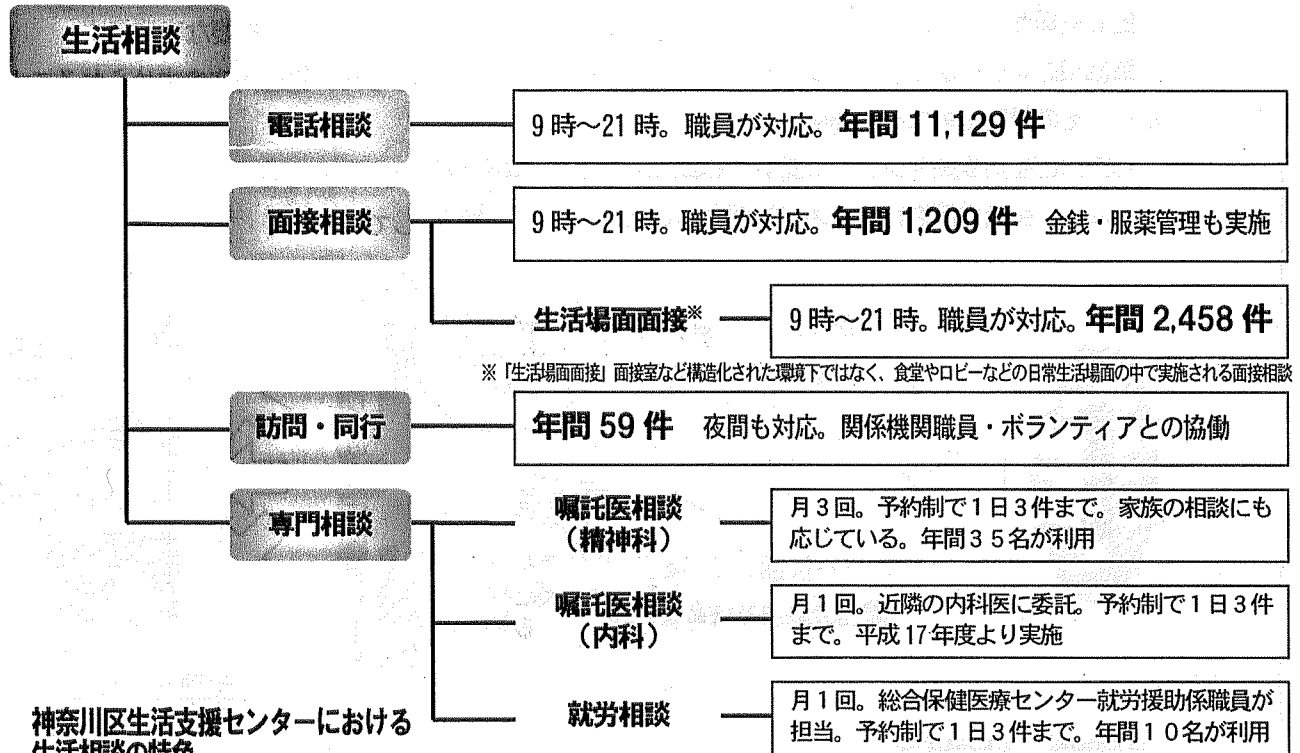
イ 昼食の提供を充実します。

- 現状では喫茶コーナーは地域作業所事業実施日である週4日(火~金曜日)の提供ですが、ボランティアや利用者有志が主体となって週7日の喫茶コーナーの実施を目指します。
- 喫茶コーナーの中で1日10~15食程度の軽食を安価に(150~350円程度)提供します。

＜③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供＞

1 生活支援センターにおける各種相談について

(1) 神奈川区生活支援センターにおける生活相談の状況 (平成 16 年度実績)



神奈川区生活支援センターにおける生活相談の特色

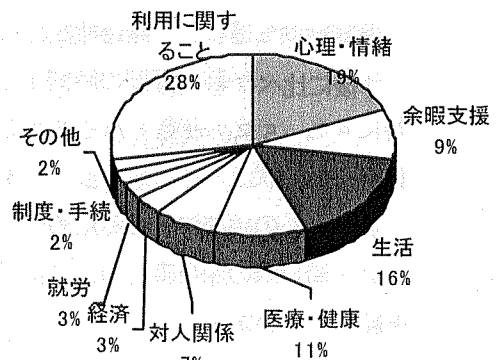
- 「生活場面面接」を重視していること。
- 生活習慣病や摂食・飲酒などの内科疾患に関わる相談を重視し、市内で唯一、内科医相談を実施していること。
- 就労支援事業を重視していることから、就労相談を実施している。(神奈川区、港南区の2か所のみの実施)

(2) 相談の内容からみる精神障害者の課題

平成 16 年度の神奈川区生活支援センター全相談

14,855 件の相談内容内訳は、

- 「心理・情緒」「余暇支援」に関する内容が 28%
→「寂しい」「誰かと話したい」「何をしたら良いか」等
- 日常の「生活」に関する内容が 16%
→「食事づくり」「入浴するかどうか」「公共料金」等
- 支援センターの「利用に関すること」が 28%
→「施設サービスや職員の出勤について問い合わせや申込み」等



これら 3 点で全体の 72% を占めています。

その多くが、「ほぼ毎日、1日複数回」の電話相談であることから、閉じこもりがちな生活の中で「誰か他者とつながりたい」といった精神障害者の生活状況がうかがえます。

また、それ以外の相談においても、内容が「医療」から「対人関係」「社会福祉制度」「就労」といった多岐にわたっていることから、相談に応じる職員に高い資質が求められていると言えます。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

＜③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供＞

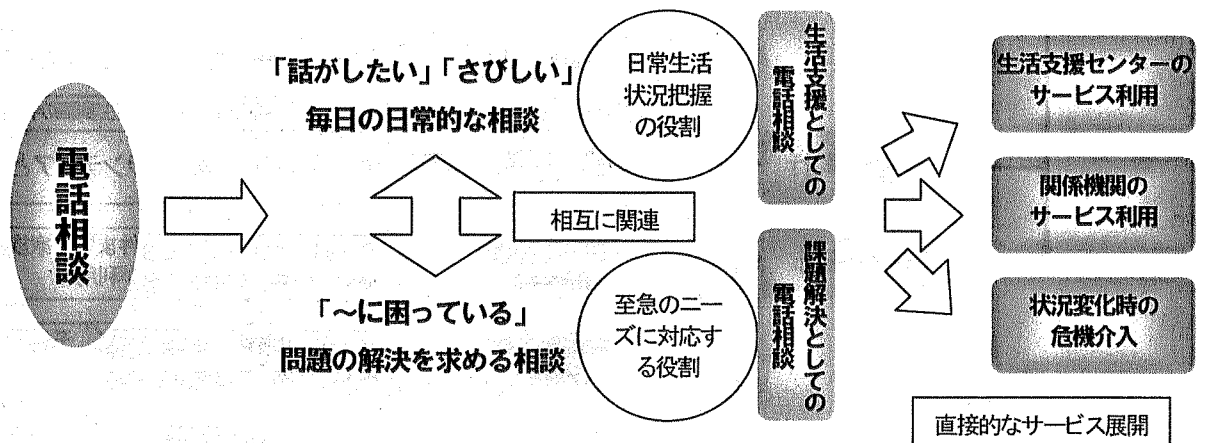
2 電話相談

(1) 電話相談の役割

生活支援センターにおいて、利用者にとって気軽に相談ができる電話相談は重要な事業です。

電話相談をきっかけとしてサービス利用に結びつけることももちろん、緊急対応を求められることも多く、その役割は単なる問題解決だけではありません。

神奈川区生活支援センターは緊急の相談はもちろん「話をしたい」「一人でさびしい」といった日常的な相談も、生活支援を行ううえで重要な状況把握と考え、大切にしています。



(2) 電話相談の実施時間帯

神奈川区生活支援センターの時間帯別電話相談件数 (1日平均)

時間帯	午前 (9～12時)	午後 (12～17時)	夜間 (17～21時)
件数	11.3件 (31.0%)	15.3件 (41.9%)	9.9件 (27.1%)

(平成16年「横浜市精神障害者生活支援センターあり方検討会報告書」より算出)

開館時間を通じて、電話相談のニーズは存在しています。

午後に比べ午前・夜間の時間帯の件数が少なくなっていますが、これは職員の勤務体制が午後の時間帯に4名～5名の状態となるため2本の回線を活用できているからです。午前・夜間の時間帯では、職員が2名の状況となる事が多く、すべての電話に対応できない現実があります。

より多くの相談に応じるためには、相談事業実施においてより一層の工夫が必要だといえます。

21時以降の深夜帯については、必要な利用者に「こころの健康相談センター」や「いのちの電話」を紹介しています。

(3) 具体的な取り組み

- 引き続き9時から21時の電話相談を実施します。
- 月1,000件以上の電話相談を実施します。
- 午前や夜間の一部の時間で当事者が応じる(ピア相談)などの専門電話相談を実施に向けて努力します。
- 深夜時間帯(21時～翌9時)の電話相談については、法人型地域活動ホームとの連携をもとに精神障害者の利用について実現に向けて努力します。[8ページ(様式7)参照]

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

＜③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供＞

3 面接相談

(1) 面接相談の状況

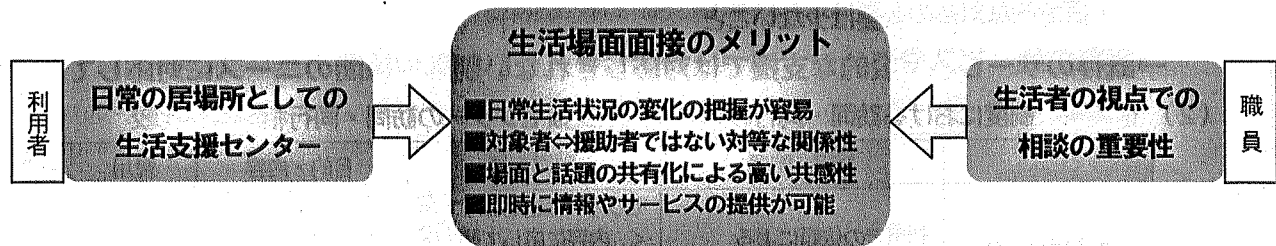
平成16年度実績 **面接相談 1, 209件** **生活場面面接 2, 458件**

これまで実績に反映されていなかった生活場面での面接（相談室を使わずレクの間などでの面接）を集計したところ、通常の面接相談の2倍の件数の相談に応じていることが明らかとなりました。

生活場面面接は通常の相談と同様に、「生活」（食事や通所先、携帯の使用法など）「医療」（薬の飲み方や症状についてなど）「対人関係」などの相談を、レクや食事などの時間を共に過ごしながら相談しており、状況把握のため重要な手法となっています。

また、生活保護を利用している单身生活ケースが多いことから金銭管理に対するニーズも高く、必要に応じて1日単位で生活費を生活支援センターで預かり、管理することもあります。

神奈川区生活支援センターは、通常の面接はもちろん生活場面での面接も重要な相談手法として位置づけ、今後も積極的に相談に応じてゆきます。



(2) 具体的な取り組み

- 通常の面接相談と生活場面面接(非構造面接)を合わせて年間4,000件以上行います。
- 必要な利用者に対し、預かり金を含めた金銭管理と服薬チェックを実施します。

4 専門相談を専門的な情報提供の場として位置づけます

(1) 専門相談の状況

- 嘱託医相談（精神科）
- 嘱託医相談（内科）
- 就労相談

(2) 具体的な取り組み

- 当財団運営のメリットを活かし、今後、横浜市総合保健医療センターの医師による嘱託医相談（内科・精神科）を行います。
- 当財団運営のメリットを活かし、横浜市精神障害者就労支援センターの職員による、就労相談を行います。
- 当事者によるピア相談について、実現に向けて努力します。

＜③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供＞

5 訪問・同行

(1) 訪問・同行相談の重要性

平成16年度神奈川区生活支援センター実績 年間59件

(内容)

- 自室の清掃
- 食事づくりの援助
- 各種手続き同行
- リサイクル品配送
- ホームヘルパー利用の援助
- 引越し手伝い
- 照明カバーの修理
- 電球の取り替え
- 蜂の巣退治
- 生活保護担当者訪問時の立会い
- 通院同行
- 退院準備のための自宅準備、不動産屋同行

など、多岐にわたっています。これら生活支援センターの訪問・同行の特色としては、

- ・ 定期的な訪問の必要はないが比較的突発的な事情によって支援者が必要な状況となっていること
- ・ 医療的な対応の必要は少ないこと

→既存のサービスや公的な支援では対応しきれない制度の隙間のニーズに対応しています

(2) 他機関、制度における訪問・同行の状況と生活支援センターの訪問・同行相談との比較

	日程・時間	訪問人員	目的・内容	費用	医療行為
生活支援センター	利用者の依頼による 休日の訪問も可能	センター職員だけでなく、 内容に応じて関係機 関、ボランティア、当事 者の協力が得られる。	多岐にわたる 様々な状況に対応	無料	不可
ホームヘルパー	週数回、決まった曜日・時 間に訪問	基本的にヘルパー1名	身体介護 家事援助	収入に応 じた金額	不可
訪問看護	週1～2回、決まった曜 日・時間に訪問	原則看護師1～2名	病状安定が目的	診療報酬 による	可

(3) 具体的な取り組み

- 関係機関、ボランティア等の協力を得て年間100件以上の訪問・同行をめざします。
- 必要な利用者に対しては、定期的な訪問活動を行います。

6 生活支援センターが情報ステーションになり、情報提供をします

(1) 情報収集、提供に管理者を設置します。

- 情報収集に関する担当者を配置し、相談時に迅速な情報提供ができるよう効率的な情報の整理と共有化を行います。

(2) IT時代に対応した情報提供をします。

- インターネットサービスを年間400件以上提供します。(平成16年度実績321件。他区平均の約3.7倍)
- 更なるサービス利用者拡大のためにパソコン教室などのIT技術習得のための講座を積極的に開催します。
- ホームページによる機関紙の配信だけでなく、電子メール所持の利用者に対してメールマガジン等の方法で生活支援センターの情報を定期的に発信します。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

＜④ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援＞

1 自主的な活動を希望する利用者の気持ちを大切に、当事者活動を日常的に支援します

(1) サークル活動を支援します。

- 本人の生活環境においては同じ趣味・趣向を持った仲間と知り合う機会が無かった利用者が、多くの当事者が集まる生活支援センターで仲間と出会い趣味を楽しみ交流を深める場づくりとして、サークルづくりから運営に関しての支援を行います。
- 現在までにプラモデル・コーラス・写真・手芸・スポーツ・お菓子づくりなどのサークルが生まれ、系59回延べ397名(16年度実績)の利用者が参加しています

(2) 既存の当事者活動団体や生活支援センターをはじめとする他施設との交流会を実施し、利用者同士の交流を深め当事者活動に対する意識を高めます。

- これまでに横浜市生活支援センター連絡会を通じて他区生活支援センターとの交流会を実施しています。
- 今後は川崎市地域生活支援センターや東京都内の生活支援センターとの交流会を実施します。

(3) 利用者有志が作成し発行している情報誌「はーと・友新聞」の発行を継続的に支援します。

- これまでに5号発行済み。不定期刊行ですが文芸や絵画などの作品や、行事の報告などの記事が掲載されており、利用者や見学者の皆さんに配布しています。
- 生活支援センターは編集のアドバイスや印刷発行などの支援を行います。

2 施設運営について利用者との協働を推進します

(1) 運営連絡会の委員に利用者代表を選出します。

- これまで、年2回開催していた運営委員会には委員として市内当事者団体の代表者(区内グループホームからの委員を兼務)が参加していましたが、より利用者の意向を反映することを目的に利用者の代表を選出し運営連絡会に参加していただきます。

(2) 施設運営や普及啓発活動について利用者との協働を推進します。

- 見学者の案内などを利用者と共にを行います。
- 精神障害についてより一層市民の理解が深まるように、市内各所で開催される普及啓発の講座に利用者と共に参加します。
- 引き続き区内の作業所に館内の日常清掃を委託し、地域の精神障害者に社会参加の場を提供します。
- 現行の昼食時の喫茶コーナー(火～金曜日・週4日)を発展させ、利用者・ボランティアが主体となった自主的な運営を行います。

＜⑤ 地域における精神障害者との交流の機会の提供＞

1 ボランティアの育成とその活動と交流を支援します

(1) 神奈川区生活支援センターにおけるボランティア育成

- 精神障害者と市民の交流を実現するためには、単なる交流の場の提供だけではなく、生活支援センターで行われる行事やサークルなどの活動にボランティアを導入していくことが重要です。
- そこで平成12年度より毎年「精神保健福祉ボランティア講座」を開催し、延べ423名が受講、計31名が講座を修了し、生活支援センターをはじめ区内の関係機関で活躍をしています。

【参考】過去3年間の「神奈川区精神保健福祉ボランティア講座」の実施状況

年度	講座形式	申込者数	修了者数	共催・協力関係機関
14	5回連続講座	12人	5人	区・作業所・グループホーム・デイケア・ボランティア団体・医療機関等
15	5回連続講座	8人	1人	区・作業所・グループホーム・デイケア・ボランティア団体・医療機関等
16	5回連続講座	41人	11人	上記に加えて、社協・地域ケアプラザが実行委員に参加

(2) 具体的な取り組み

- 関係機関（区福祉保健センター、区社協、作業所、グループホーム、医療機関、地域ケアプラザ、ボランティア団体等）との共催で「精神保健福祉ボランティア講座」を開催します。
- 神奈川区だけでなく近隣区のボランティア団体との連携を深めます。

2 近隣住民とのふれあいの場をつくります

(1) 精神障害者の社会参加のために

- 地域住民との日常的な交流が、精神保健福祉についての普及啓発活動につながることを期待できます。
- 地域での支援者が施設を有効に利用し、情報交換や顔の見える関係を作る場として活用します

(2) 具体的な取り組み

- 利用者のプライバシーに配慮しつつ、近隣住民の方々にも自由に館内を利用していただきます。
- 近隣住民から不要となったリサイクル品を引き取り、必要とする利用者に提供します。
- 反町第一町内会青年部と共同でお祭り・盆踊りを実施し、地域との交流を深めます。
- 年2回開催される「納涼会」と「クリスマス会」を地域の行事として位置づけ、地域関係機関と共同で開催します。

【参考】過去3年間の「納涼会」「クリスマス会」の実施状況

年度	行事名	開催時期	参加者数	参加機関
14	納涼会	8月	81人	区福祉保健センター、区内地域作業所4か所、ボランティア団体
	クリスマス会	12月	126人	区福祉保健センター、区内地域作業所4か所、グループホーム、ボランティア団体
15	納涼会	8月	88人	区福祉保健センター、区内地域作業所4か所、ボランティア団体
	クリスマス会	12月	140人	区福祉保健センター、区内地域作業所5か所、グループホーム、ボランティア団体
16	納涼会	8月	94人	区福祉保健センター、区内地域作業所5か所、ボランティア団体
	クリスマス会	12月	168人	区福祉保健センター、区内地域作業所5か所、グループホーム、ボランティア団体 地域ケアプラザ

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

<⑥ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援>

1 ご家族のための講座を開催し、家族間の交流を広げます

(1) ご家族の抱える課題

- 疾病や障害についての知識や対応について知る機会が少ない。
- 本人の生活を支えている負担が、経済的にも社会的にも大きい。
- ご家族の持つ悩みや不安を受け止め、支える場が少ない。
→ ご家族に対して、精神障害に関する情報提供と家族間の交流の場が必要です。

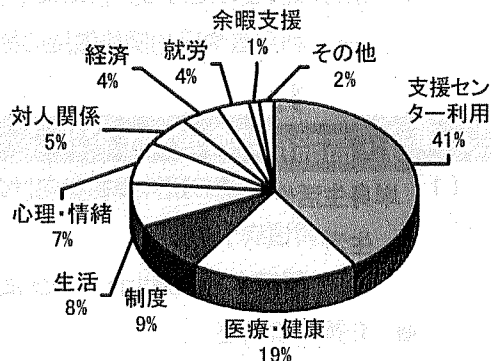
(2) ご家族のための講座を開催します

- 神奈川区・鶴見区の福祉保健センターと区家族会と連携して、家族講座及び心理教育プログラムを開催します。
→ 平成16年度は2回実施し、延べ37名のご家族が参加しています。
→ 実施テーマは「精神疾患の治療とリハビリ」「知って得する福祉サービス」でした。
→ 神奈川区・鶴見区をはじめ、都筑区・金沢区からもご家族が参加しています。
- 実施テーマについては、ご家族へのニーズ調査をもとに、区福祉保健センターや区家族会と検討して決定します。
- 講座終了後は意見交換の場を設けてご家族同士の交流や支え合いを支援します。

2 ご家族が相談しやすい環境づくりのためにPRに努めます

(1) 平成16年度のご家族からの相談の状況

- 平成16年度全相談件数（電話・面接・訪問等）
14,855件中、家族からの相談は141件と10%に満たない件数でした。
→ 相談時にご家族が、「生活支援センターに相談できる事を知らなかった」と話されることがたびたび見られ、生活支援センターの相談事業についての周知が行き渡っていない状況があります。



- 内容については利用に関する問合せが4割以上を占めていますが、**疾病や症状についてなどの「医療」に関する相談が障害者ご本人では1割程度だったのがご家族では2割と第2位に、続いて各種福祉制度や年金などの「制度」に関する相談が3位**となっています。
→ このことからご家族にとっては**疾病や障害、福祉制度について相談できる場**が必要です。

(2) 具体的な取り組み

- 各区の家族会で生活支援センター職員や支援センター利用者によるPR活動を実施します。
- この活動により、生活支援センター利用者の拡大とご家族の負担軽減が見込まれます。

法人名



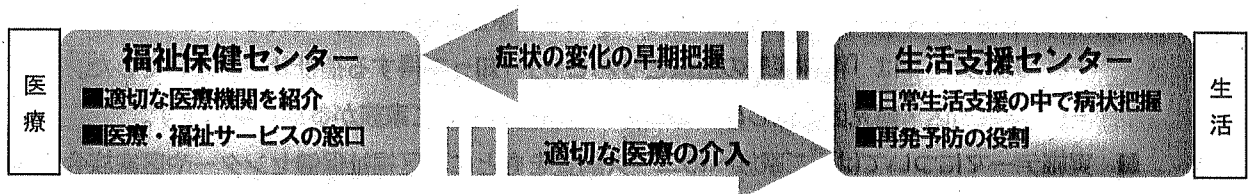
財団法人 横浜市総合保健医療財団

<⑦ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業>

1 区との連携の強化

(1) 区との連携を深め、各種事業を共同実施します。

- 区福祉保健センターが実施する生活教室の企画について協力します。
 - 平成16年度は2回生活支援センターの館内で生活教室を実施しています。
 - 「納涼会」「クリスマス会」「バスハイク」については生活教室と合同で実施しています。
 - 今後はプログラム企画立案にも協力し、月1回程度生活支援センターで生活教室を開催します。
- 病状悪化時等の危機介入について早期介入が可能となるような体制づくりをすすめます。
 - それぞれの機能を活かした相互補完の体制を目指します。また、個人情報への配慮を十分に行います。



- こころの健康相談センターとも連携し再発予防講座を共同開催します。
 - 平成16年度はこころの健康相談センターのモデル事業として実施し、7名の利用者の再発予防の向上を図りました。
 - 4か月後に行われたフォローアップ講座では、7名全員に講座の効果が確認されています。
- 精神障害者のための災害対策ネットワークづくりを実現します。
 - 利用者や区内関係機関の被災状況や災害備蓄情報の共有化、迅速な医療提供などを目的にします。

2 単身・高齢精神障害者やアルコール等に起因する精神障害に対する対応

(1) 単身生活や高齢の精神障害者向けの生活講座を開催します。

- 生活習慣病予防講座
 - 保健士や栄養士による生活習慣改善の提案等
- 介護保険講座
 - 福祉保健センターや地域ケアプラザの職員による制度説明等
- 消費生活講座
 - 消費生活センター職員による、訪問販売や悪質リフォームなどの対応についての説明等
- ホームヘルパー等各種制度利用についての講座
 - 関係部署の職員や現場で援助に携わる職員による各種制度に関する説明等

(2) アルコール等についての継続的対策を実施します。

平成17年神奈川区策定「かなっく健康プラン21」の調査結果では、40～50歳代の多量飲酒（日本酒3合以上）の割合が全国平均の約2.5倍（10.1%）であり、適正飲酒への取り組みが区全体の課題となっています。

- 鶴見・神奈川区共同で開催中のアディクション家族教室を活用した心理教育プログラムを実施します。
- アルコールに関する問題点や予防について積極的に情報提供の機会をつくります。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

開館時間などの提案、休館日の設定の考え方

1 開館時間

(1) 現状のサービス提供時間(9時から21時)の状況

- 既存の精神保健福祉関係機関が業務を終了してからもサービス提供できます。
- 朝9時については、既存の精神保健福祉関係機関の業務開始時間とほぼ同一のため連携が取りやすい。
- 午前中から利用している利用者も多数存在していることから、その必要性に貢献できています。

神奈川県生活支援センターの時間帯別来所人数・電話相談件数(1日平均)

時間帯	午前(9~12時)	午後(12~17時)	夜間(17~21時)
来所人数	18.9人(37.2%)	22.7人(44.8%)	9.1人(18.0%)
電話相談件数	11.3件(31.0%)	15.3件(41.9%)	9.9件(27.1%)

(平成16年「横浜市精神障害者生活支援センターあり方検討会報告書」より算出)

- 利用者に既に定着しており、職員の勤務体制にも負担増がありません。
 - しかし21時以降から翌9時まででは、対応可能なサービスがほとんどない状態です。
 - いのちの電話(24時間)
 - こころの健康相談センター(22時00分まで)
- これらは今後、法人型地域活動ホームなどの他施設との連携で補完できる余地があります。

(2) 具体的な対応

- 以上のような利用状況や地域のサービス提供状況から判断して、現状どおり9時から21時までの開館時間とします。

2 休館日

(1) 現状の休館日(第1月曜日)にの状況について

- 施設のメンテナンスを実施しています。
- 生活支援センター職員の職員研修を実施し、職員の資質向上をはかっています。
- 神奈川県生活支援センターの休館日には、利用者の一部は保土ヶ谷区、港南区など他区的生活支援センターの利用をすすめており、多くの利用者が他区生活支援センターの利用に結びついています。

(2) 月1回の休館日を設けるメリット

- 施設のメンテナンスが十分にできることで、利用者の快適性と安全性を確保できます。
- 365日開館を希望する声もありますが、休館日を利用して職員全体での研修が実施でき、職員資質の向上に取り組むことが可能となっています。昨年度も神奈川県内だけでなく、埼玉県・千葉県など他県の社会復帰施設の視察や自主勉強会を実施し業務に反映させていることから、職員資質向上の機会の確保は必要です。よって月1回の休館日は利用者支援の面からも重要な機会と考えます。
- 他区生活支援センターを利用するきっかけができることで、単独施設での抱え込みを防ぎ、利用者にとって支援体制の拡大が期待できます。

(3) 具体的な対応

- 神奈川県生活支援センターでは、月1回の休館日を設けることがメリットが大きいと考えます。
- 現状どおり第1月曜日を休館日とし、休館日は、施設のメンテナンスと、職員研修を実施します。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

職員の勤務体制と組織図

1 神奈川県生活支援センターの職員勤務体制

(1) 勤務時間

- ・ 8時45分から21時30分の間を2交替（日勤、遅出）で勤務

勤務名	勤務時間	休憩時間	休憩時間
日 勤	8時45分から 17時15分まで	勤務時間の途中に45分 間を確保	勤務時間の途中に15分 間を確保
遅 出	13時00分から 21時30分まで	同 上	同 上

(2) 勤務を要しない日

- ・ 常勤職員、常勤嘱託員、アルバイト職員は、週休2日及び国民の休日に相当する日数を総合保健医療センター長が定めます。
- ・ 非常勤嘱託員は、週休3日及び国民の休日に相当する日数を総合保健医療センター長が定めます。

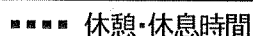
(3) 休暇等

- ・ 財団法人横浜市総合保健医療財団の職員・嘱託員就業規程及び短時間労働者就業要綱により付与します。

(4) ローテーション（勤務表別添）

- ・ 原則日勤2名、遅番2名によるローテーション（行事、会議等により3～4名配置）
- ・ 遅番職員の内1名が夕食調理を担当します。
- ・ 毎日13時30分から14時まで、職員のミーティングを行い、前日からの業務の引継ぎや利用者の状況や支援に対する情報交換、事例検討等を行います。
- ・ 職員全員の会議を月に1回、13時から16時で行い、施設運営に関する検討や支援に必要な情報の共有化を図ります。

時間 勤務者	9:00	12:00	13:00	17:00	21:00
日勤(A)	8:45		12:30	13:30 14:00	17:15
日勤(B)	8:45	11:30	12:30		17:15
遅番(A) (調理担当)			13:00	18:00 19:00	21:30
遅番(B)			13:00	19:00 20:00	21:30
調理パー ト				16:00	19:45


法人名

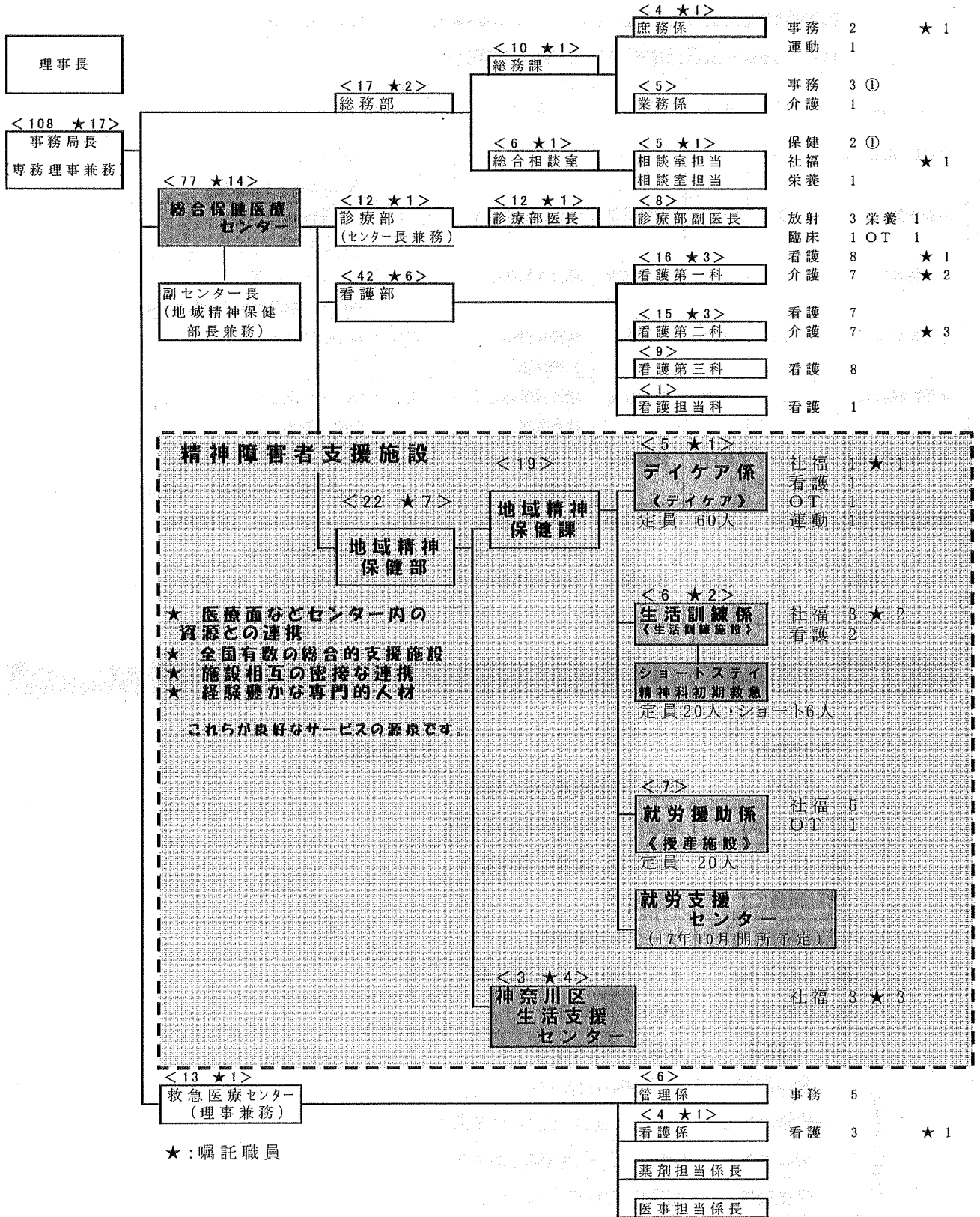


財団法人 横浜市総合保健医療財団

職員の勤務体制と組織図

2 組織図

横浜市総合保健医療財団組織図 (平成17.7.1現在)



法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

1 神奈川県生活支援センターの職員配置

施設長(常勤嘱託員 事務職)

精神保健福祉士5名(常勤職員3 非常勤嘱託員1 アルバイト職員1)

精神障害者社会復帰指導員2名(非常勤嘱託員2) 計 8名

配置職員	性別	年齢	職種	資格	経 験 年 数	経 歴
施設長(常勤嘱託員)	男	60代	事務	なし	7年	横浜市退職者(福祉関係経験7年) 当財団勤務(1年未満)
常勤職員(A)	男	30代	社会福祉	精神保健福祉士	16年	生活訓練施設(3年) 当財団生活訓練施設、通所授産施設(13年)
常勤職員(B)	男	30代	社会福祉	精神保健福祉士	15年	老人ホーム(2年) 当財団生活訓練施設、通所授産施設(13年)
常勤職員(C)	女	30代	社会福祉	精神保健福祉士 社会福祉士	11年	特別養護老人ホーム(1年) 当財団勤務(10年)
非常勤嘱託員(A)	女	50代	社会福祉	精神保健福祉士 社会福祉士	6年	地域生活支援センター(2年間兼務) 当財団勤務(6年)
非常勤嘱託員(B)	女	20代	社会福祉	社会福祉主事任用資格	4年半	精神科単科病院医療相談室(1年半) 地域作業所(3年兼務) 当財団勤務(3年)
非常勤嘱託員(C)	女	20代	社会福祉	精神障害者ホームヘルパー2級	2年	グループホーム(2年間兼務) 当財団勤務(2年)
アルバイト職員	女	20代	社会福祉	精神保健福祉士	4年	大学病院勤務(1年)、精神科診療所(1年) 当財団勤務(2年)

2 業務分担

配置職員	主な担当業務	
施設長	運営・施設管理全般を掌理	
常勤職員(A)	地域施設・区役所等連携担当	
常勤職員(B)	文書管理、施設管理等担当	
常勤職員(C)	庶務担当	
非常勤職員(A)	サークル活動担当	
非常勤職員(B)	イベント等企画・広報担当	
非常勤職員(C)	リサイクル等担当	
パート職員	食事サービス担当	
全員対応業務	窓口業務	受付、利用料徴収等
	施設管理業務	ゴミ出し、洗濯、始業・終業点検
	相談業務	新規登録、生活相談、健康相談(主として有資格者が対応)
	夕食調理	施設長を除く全員ローテーションで担当(各日1名)

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

3 研修計画**(1) 対象者別研修**

新採用職員研修…4月(事業概要説明、労務・給与、人権啓発等)

5月(各部門事業の詳細説明、介護老健施設及び社会復帰支援施設での体験実習)

新採用職員フォロー研修…10月(採用後約半年経過した職員を対象)

中堅職員研修…11月(採用後概ね5年以上の職員を対象)

(2) 分野別研修

危機管理に関する研修…2月(リスクマネジメントに関する基礎的研修)

管理職員研修…7月(係長、主任を対象)

人権研修…第1回6月～8月、第2回9月～11月、第3回2月(全職員対象)

不祥事防止研修…5月(全職員対象)

(3) 専門研修

適宜、外部の研修に参加

(4) その他研修

適宜実施(個人情報保護研修、支援センター職員交換研修)

(様式13)

収支予算書

(単位：千円)

【収入】

科目	金額	内 訳
指定管理料	50,890	
合 計	50,890	

【支出】

科目	金額	内 訳
人 件 費	40,390	
給与手当	22,490	正規職員3名
臨時雇賃金	17,690	嘱託4名 等
労務厚生費	210	
施 設 管 理 費	7,590	
施設管理委託費	4,100	日常・定期清掃、各種保守点検等
光熱水費	3,300	⑩実績ベース
修繕費	190	⑩実績ベース
運 営 費	2,910	
旅費交通費	100	
通信運搬費	350	電話料金、郵券
消耗品費	1,500	新聞購読、コピー機保守、備蓄食糧等
消耗什器備品費	150	
印刷製本費	50	
賃借料	200	複写機リース等
委託費	100	パソコン講座
保険料	200	
諸謝金	200	
租税公課	10	
負担金支出	50	
合 計	50,890	

法人名	横浜市総合保健医療財団
-----	-------------

予算額は公募要項に記載された各施設ごとの平成17年度予算額を上限とします。

※ なお、この様式13については、様式13に準じた書類の提出でも構いません。